

令和8年度長野県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、教育職員等に対し免許状取得に必要な単位を修得する機会を与え、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催

長野県教育委員会事務局 学びの改革支援課

3 開設科目・日程・会場等

令和8年度長野県教育委員会免許法認定講習 開設講座一覧表のとおり（別紙1）

4 受講資格

長野県の学校に勤務している教員等。

※講座番号1～19について定員に空きがある場合には、県外の方の受講を認める。

5 単位授与

各科目について、定められた講義時間の5分の4以上を受講し、かつ、試験やその他による成績審査に合格した者に単位を授与する。

6 受講料等

(1) 受講料 1単位につき 1,000 円（令和8年度より電子決済）

- ・受講料は、受講承認者に決定後、振込いただきます。
- ・振込確認ができたところで、受講者となります。
- ・なお、振込いただいた受講料は返金できません。

(2) 講座に係る費用等

- ・テキスト代や教材費等の実費については、受講者の負担とする。

7 申込方法 ※ながの電子申請サービスで申込。

下記のURLから必要事項を入力の上、申し込むものとする。

【講座番号1（高一に関わる講座） 申込先】

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=68984



【講座番号2～19（中二種免（美術・技術・家庭）に関わる講座） 申込先】

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=68981



【講座番号20～29（特支一・二種免に関わる講座） 申込先】

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=64036



8 申込期間

令和8年5月8日（金）10時～令和8年6月5日（金）17時まで

- ・申込み期間以降の受付は行いません。
- ・申込み後のキャンセルは、受講料振込前に電話でのみ可能です。メールでは受付しておりません。
- ・6月5日（金）までのキャンセルは、学びの改革支援課へ、令和8年6月8日（月）からのキャンセルは、講座ごとに連絡をお願いします。

講座 1～19 学びの改革支援課（026-235-7434）

講座 20～29 特別支援教育課（026-235-7456）

※なお、振込後のキャンセルはできません。（振込後は、欠席扱いとなり返金はできません）

9 受講承認・単位認定書について

- ・受講希望者が定員を上回った場合は、原則として申込順により決定する。ただし、特別支援学校教諭免許状取得希望者は、申込者の単位取得状況等により決定する。
- ・定員を著しく下回った場合は、開講しないことがある。
- ・受講承認・不承認通知は、令和8年6月19日（金）までに講座ごとにメールで通知予定。
- ・受講承認後、受講料（1講座1,000円）を令和8年7月5日（日）23時59分までに電子決済にて入金する。

期限までに入金がなかった場合は、受講をキャンセルしたとみなします。

- ・返信用封筒（**角型2号**。単位認定書送付用。140円分の切手貼付、受講者宛先・宛名を記入。左端に「学力に関する証明書」在中と朱書きで記入）を令和8年7月27日（月）までに講座1～19は学びの改革支援課、講座20～29は特別支援教育課へ送付する。

【返信用封筒について】

- ・返信用封筒が送付されない場合は、単位認定書が送付できません。
- ・講座1～19の受講では、受講数に関わらず送付いただく返信用封筒は1枚です。
講座20～29の受講では、受講数に関わらず送付いただく返信用封筒は1枚です。
ただし、1～19と20～29のそれぞれを受講する場合、封筒は2枚です。
※提出例) 講座番号1と21を受講する場合・・・封筒2枚(学びの改革支援課、特別支援教育課それぞれに送付)
- ・返信用封筒が角型2号より小さいサイズのものを送付された場合は、単位認定書を折り曲げて送付することになりますので、返信用封筒は角型2号サイズをご提出ください。

10 単位認定証の送付について

- ・単位認定証である「学力に関する証明書」は、送付いただいた返信用封筒に入れ、令和8年12月末までに発送いたします。

11 受講者正式決定後の辞退について

受講者に正式決定（令和8年7月6日（月）以降に「ZoomのURL、ID、パスコード」を送付）後に、受講者の都合により受講不可能となった場合は、欠席届（様式1）を長野県教育委員会ホームページからダウンロードし、内容記入の上、講座1～19は学びの改革支援課、講座20～29は特別支援教育課の送付先へ提出すること。なお、この場合の受講料は返金しません。

12 講習日程

令和8年度長野県教育委員会免許法認定講習 時間割のとおり（別紙2）

13 その他

- (1) 講座26の受講者は、講習会場への直接の連絡をご遠慮ください。また、会場へは可能な限り公共交通機関をご利用ください。
- (2) 中学校教諭二種免許状（美術・技術・家庭）の取得を考えている先生方は、免許状の申請時に小学校または中学校における教諭または講師（常勤）として、3年以上の実務経験がある者及びその見込みが必要です。
- (3) 講座で必要な持ち物は、単位認定に関わりますので、必ずご用意ください。

【返信用封筒、欠席届の送付先】

〒380-8570 （所在地記載不要）

長野県教育委員会事務局 ○○○○課 免許法認定講習担当

※「○○○○課」は、講座1～19「学びの改革支援課」、講座20～29は「特別支援教育課」

【お問い合わせ先】

【学びの改革支援課 TEL026-235-7434】【特別支援教育課 TEL026-235-7456】

※免許状の取得・申請、単位についてのお問合せは【高校教育課 TEL026-235-7429】

令和8年度 長野県教育委員会免許法認定講習 申込み・単位認定までの流れ

申込期間 令和8年5月8日（金）10時～令和8年6月5日（金）17時まで 電子申請URLより

キャンセルについて：申込期間中は、すべての講座「学びの改革支援課（026-235-7434）」へ電話で連絡。

6月8日（月）以降は講座ごと

講座1～19 学びの改革支援課（026-235-7434）

講座20～29 特別支援教育課（026-235-7456）

《受講者決定までの流れ》

受講承認者決定 6/19（金）

①受講承認者には「受講承認」「受講料の振込について」を送付

②受講不承認者には「承認不可」通知を送付

※①②について、講座1～19は学びの改革支援課、講座20～29は特別支援教育課より送付

受講料振込締切 7/5（日）
23時59分

☆締切までに振込がない場合は、受講不可。

振込が完了した「受講承認者」は「受講者」となります。

受講者 正式決定 7/10（金）

①受講者には、7/10（金）までに「ZoomのURL、ID、パスワード」を送付

（講座1～19は学びの改革支援課、講座20～29は特別支援教育課より送付）

返信用封筒（単位認定書送付用）の送付
7/27（月）まで

角型2号（切手140円貼付、受講者の宛先・宛名記入。左端に「学力に関する証明書在中」と朱書きで記入）

（講座1～19は学びの改革支援課、講座20～29は特別支援教育課へ送付）

※登録するメールアドレスについて

①事務局からの連絡は基本的に電子メールで行います。PDF、Word、Excel、PowerPointの添付ファイルを受信できるご自身のアドレスを登録してください。

②事務局からのメールが受信できるよう、あらかじめ@以下が「pref.nagano.lg.jp」からの受信許可設定を行ってください。

＜中学校教諭二種免許状（美術）を希望される先生方へ＞

※必ずお読みください。

1 目的

公立小・中学校の先生方が中学校美術の免許を取得するために講習を受講し、学習指導要領に即した指導方法を加えた美術の指導力の向上に資することを旨とする。

2 開設科目、授与単位数等

＜【別表4】現在中学校の免許状を所持し、新たに他教科の中学校の免許状を取得する場合＞

※：R7開講済 ☆：R8開講予定 無印：R9開講予定

教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数
指導法に関する科目	絵画（映像メディア表現を含む。）	絵画基礎（1）☆	1
		絵画基礎（2）	1
	彫刻	彫刻基礎（1）☆	1
		彫刻基礎（2）	1
	デザイン（映像メディア表現を含む。）	デザイン基礎（1）☆	1
		デザイン基礎（2）	1
	工芸	工芸基礎（1）☆	1
		工芸基礎（2）	1
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術史・美術理論基礎（1）☆	1
		美術史・美術理論基礎（2）	1
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	美術科教育法（1）※	1
		美術科教育法（2）☆	1
美術科教育法（3）		1	
合 計		13 単位	

＜【別表8】現在小学校の免許状を所持し、新たに中学校の免許状を取得する場合＞

※：R7開講済 ☆：R8開講予定 無印：R9開講予定

教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数
指導法に関する科目	絵画（映像メディア表現を含む。）	絵画基礎（1）☆	1
		絵画基礎（2）	1
	彫刻	彫刻基礎（1）☆	1
		彫刻基礎（2）	1
	デザイン（映像メディア表現を含む。）	デザイン基礎（1）☆	1
		デザイン基礎（2）	1
	工芸	工芸基礎（1）☆	1
		工芸基礎（2）	1
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術史・美術理論基礎（1）☆	1
		美術史・美術理論基礎（2）	1
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	美術科教育法（1）※	1
		美術科教育法（2）☆	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び指導、教育に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導・教育相談・進路指導の理論と方法※ （受講料 2,000 円必要）	2
合 計		14 単位	

3 単位習得までの流れ

※令和7・8・9年度の3年間で免許を取得することができるように免許法認定講習を開設する。

なお、令和10年度以降の開講については検討中。

（令和7・8・9年度で取得を希望する者）

	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	累計単位
別表4	1 単位	6 単位	6 単位	13 単位
別表8	3 単位	6 単位	5 単位	14 単位

＜中学校教諭二種免許状（技術）を希望される先生方へ＞

※必ずお読みください。

1 目的

公立小・中学校の先生方が中学校技術の免許を取得するために講習を受講し、学習指導要領に即した指導方法を加えた技術の指導力の向上に資することを旨とする。

2 開設科目、授与単位数等

＜【別表4】現在中学校の免許状を所持し、新たに他教科の中学校の免許状を取得する場合＞

※：R7開講済 ☆：R8開講予定 無印：R9開講予定

教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数
指導法に関する科目	材料加工(実習を含む。)	木材加工基礎(1) ☆	1
		木材加工基礎(2)	1
		金属加工基礎☆	1
	機械・電気(実習を含む。)	機械基礎	1
		電気電子基礎(1) ☆	1
		電気電子基礎(2)	1
	生物育成	栽培基礎(1) ☆	1
		栽培基礎(2)	1
	情報とコンピュータ	情報基礎(1) ☆	1
		情報基礎(2)	1
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	技術科教育法(1) ※	1
		技術科教育法(2) ☆	1
		技術科教育法(3)	1
合計		13 単位	

＜【別表8】現在小学校の免許状を所持し、新たに中学校の免許状を取得する場合＞

※：R7開講済 ☆：R8開講予定 無印：R9開講予定

教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数
指導法に関する科目	材料加工(実習を含む。)	木材加工基礎(1) ☆	1
		木材加工基礎(2)	1
		金属加工基礎☆	1
	機械・電気(実習を含む。)	機械基礎	1
		電気電子基礎(1) ☆	1
		電気電子基礎(2)	1
	生物育成	栽培基礎(1) ☆	1
		栽培基礎(2)	1
	情報とコンピュータ	情報基礎(1) ☆	1
		情報基礎(2)	1
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	技術科教育法(1) ※	1
		技術科教育法(2) ☆	1
	<small>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目</small> 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導・教育相談・進路指導の理論と方法※ (受講料2,000円必要)	2
合計		14 単位	

3 単位習得までの流れ

※令和7・8・9年度の3年間で免許を取得することができるように免許法認定講習を開設する。なお、令和10年度以降の開講については検討中。

(令和7・8・9年度で取得を希望する者)

	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	累計単位
別表4	1 単位	6 単位	6 単位	13 単位
別表8	3 単位	6 単位	5 単位	14 単位

＜中学校教諭二種免許状（家庭）を希望される先生方へ＞

※必ずお読みください。

1 目的

公立小・中学校の先生方が中学校家庭の免許を取得するために講習を受講し、学習指導要領に即した指導方法を加えた家庭の指導力の向上に資することを旨とする。

2 開設科目、授与単位数等

＜【別表4】現在中学校の免許状を所持し、新たに他教科の中学校の免許状を取得する場合＞

※：R7開講済 ☆：R8開講予定 無印：R9開講予定

教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数
指導法に関する科目	家庭経営学（家族関係学及び家庭経営学を含む。）	生活経営学基礎（1）☆	1
		生活経営基礎（2）	1
	被服学（被服実習を含む。）	被服学基礎（1）☆	1
		被服学基礎（2）	1
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学基礎（1）☆	1
		食物学基礎（2）	1
	住居学	住居学基礎（1）☆	1
		住居学基礎（2）	1
	保育学	保育学基礎（1）☆	1
		保育学基礎（2）	1
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中等家庭科教育法（1）※	1	
	中等家庭科教育法（2）☆	1	
	中等家庭科教育法（3）	1	
合計		13 単位	

＜【別表8】現在小学校の免許状を所持し、新たに中学校の免許状を取得する場合＞

※：R7開講済 ☆：R8開講予定 無印：R9開講予定

教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数
指導法に関する科目	家庭経営学（家族関係学及び家庭経営学を含む。）	生活経営学基礎（1）☆	1
		生活経営基礎（2）	1
	被服学（被服実習を含む。）	被服学基礎（1）☆	1
		被服学基礎（2）	1
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学基礎（1）☆	1
		食物学基礎（2）	1
	住居学	住居学基礎（1）☆	1
		住居学基礎（2）	1
	保育学	保育学基礎（1）☆	1
		保育学基礎（2）	1
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中等家庭科教育法（1）※	1	
	中等家庭科教育法（2）☆	1	
<small>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目</small> 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導・教育相談・進路指導の理論と方法※ （受講料 2,000 円必要）	2	
	合計		14 単位

3 単位習得までの流れ

※令和7・8・9年度の3年間で免許を取得することができるように免許法認定講習を開設する。なお、令和10年度以降の開講については検討中。

（令和7・8・9年度で取得を希望する者）

	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	累計単位
別表4	1 単位	6 単位	6 単位	13 単位
別表8	3 単位	6 単位	5 単位	14 単位